

## 第5回中小企業・地域知財支援研究会 議事要旨

### 1. 開催日時

平成27年3月17日（火） 15:00～17:00

### 2. 開催場所

特許庁16階特別会議室

### 3. 出席委員等

鮫島座長、兩宮委員、伊藤委員、金澤委員、加幡委員、後藤委員、櫻井委員、篠原委員、高崎委員、高澤委員、波多江委員、林委員、藤田委員、松浦委員、三木委員、吉栖委員、吉村委員、小川委員代理（徳田審議役）、原田委員代理（田部室長）

### 4. 議事

- (1) 特許庁長官挨拶
- (2) 中小企業・地域知財支援策の強化の方向性について
- (3) その他

### 5. 議事概要

#### (1) 説明

事務局から、「中小企業・地域知財支援研究会報告書の実施状況について」説明。

#### (2) 各委員からの主な発言

##### ① 27年度の支援策について

#### <特許庁の取組状況全般について>

- 来年度の取組について、地域の知財支援が強化されている点評価。
- 特に、特許情報の活用支援は、まだ知財を意識していない企業にとっては、知財権の取得の判断も可能になる等、良い支援になるのではないか。
- 大学の立場からも、地域の中小企業との連携は重要と認識しており、地域の先進的な知財支援活動に対する補助金に期待。

#### <知財総合支援窓口について>

- 弁理士・弁護士の知財総合支援窓口への定期的配置について、より広い視野での支援が増えている。一方で、十分な活用がなされていないケースも多く、専門家の利用を判断する窓口の担当者へのトレーニングが必要ではないか。

- 支援事例からみると、まずは中小企業診断士を活用し、経営視点から支援を行い、その後弁理士、弁護士等の専門家を活用した知財に関する専門的な支援を実施していくといった形での連携が効果的。
- 知財に関する相談窓口が各都道府県に一箇所では少ないため、地域の支援機関の一層の活用も重要。

#### <海外展開支援について>

- 出願、権利活用及び侵害対策といった伴走型支援となっており、非常に良い取り組み。
- 海外展開支援に関しては、施策が充実し、中小企業の海外展開の支援環境が整備されている印象。

#### <知財金融支援について>

- 知財を活用したビジネスを評価する際、評価する観点が非常に難しい。26年度実施した評価書の活用結果を分析することが重要。
- 知財金融の事業を活用し、中小企業のビジネスを評価し、融資を実施した事例を積極的に発信することが必要。
- 知財金融は、①知財を活用したビジネスが生み出す価値、②知財そのものの財産的価値、といった2つの手法あり。金融機関によってそのニーズは異なるため、評価方式を統一するというより、知財を取得することで融資を受けられるという流れを定着すべき。
- 中小企業の数を検討すると、評価書作成支援件数が少ないのではないか。
- 知財金融は非常に有効な施策。約10年前も同様の取組があったが、その際は、知財を担保とする融資が前提であり、その取組は停滞。しかし、今回はビジネスモデルの重要な要因として知財を重視している点を評価。
- 金融機関によって、温度差があるのも事実。まずは、金融機関に、知財金融の概念を普及していくことが重要。
- ものづくり中小企業の場合、自社技術の金融機関へのアピール方法が分かっていないため、その一助となる知財金融の取組に注目。

## ② 今後の課題について

- 知財マッチングやキャラバン隊の普及活動を通じ、中小企業にはいきなり知財ではなく経営の視点から会話を始めることが必要。各地方の活動成果をPRしていくことが重要。
- 地方創生の下、様々な取組が各省庁、各都道府県で実施されている。他省庁の取組と特許庁の取組を連携して、実施すべきではないか。
- 金融機関の法人営業部といった中小企業と直接の接点のある人材への教育が必要ではないか。
- 支援する側だけではなく、企業の経営者や知財担当者等、支援を受ける側の知財マインドを醸成する施策も重要。
- 中小企業を支援する側の視点だけではなく、支援を受ける側の担当者の実態に応じた支援を考えるべきではないか。
- 政府の幹部や担当者が、支援者等現場との意見交換を重ね、何回もメッセージを発信していくことで知財への理解が深まるのではないか。
- 小規模企業は、自社技術の価値があるのか分からないところが多いので、技術を活用した成功事例等を集めて、発信していく工夫が必要ではないか。
- 中小企業にビジネスにおける知財の活用方法を伝えることのできる「知的資産経営」「知財経営」の専門家の活用について、支援メニューに追加すべき
- 産学連携において、大学から企業への技術移転後に、知財戦略の策定を支援し、技術の実用化を推進することが必要ではないか。
- 小規模事業者への料金減免制度は上手く設計・運用されているが、中規模企業の研究開発成果保護の促進を図るため、その対象適用範囲を中小企業基本法でいうすべての中小企業に拡大するようご検討をお願いしたい。
- 大都市以外の地域は、支援人材が不足。地域のことを良く知る人材が支援するほうが良い。まずは人材の情報をデータベースとして整備してはどうか。
- 育成した支援人材を定期的に交流する場を設ける等の仕組みも必要ではないか。
- 各省庁の支援メニューは、利用者から見るとその内容が良く分からないことが多い。これらの支援メニューを組み合わせ、活用できる人材が必要ではないか。

- 技術による他社との差別化ができる企業が成長できる。技術には、特許だけではなく、昨今は、営業秘密も関わっており、ものづくりの現場の変化に対応した支援を実施していくことが重要。
- 現場のニーズを抽出して、そのニーズへの対応について検討していく場が必要。本研究会は、まさにそのような場と言えるのではないか。

以上